

公売物件明細書

物件番号 第1号

物品名 普通自動車 スバル フォレスター 1台 松本 300 み 6062

【車検有効期限：R9.3.12 公告時点走行距離：109,638 k m】

年式：平成24年3月 型式：DBA-SHJ

保管場所：長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署

※1 公売物件明細書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

修理箇所、キズ、文字等もありますので、必ず入札参加者ご自身において、現物を熟覧ください。

特 約 条 件

1. 車両に記載のある文字、番号は、買受後、買受人の責任において確実に消去・塗り替えを行うこと。消去・塗り替え後は、写真を撮影し、その写真を売出人（中信森林管理署）へ提出し確認を得ること。
2. 納入告知書による代金納入後は、その領収証書の写しを売出人へメール等により送付すること。
3. 名義変更後の車検証の写しのほか関係書類（写）を売出人へ提出すること。
4. この他、売出人が指示・連絡した事項は、確実に処理実行すること。

自動車検査証

令和 5年 2月 24日

長野運輸支局長

322230041944

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
松本 300 み 6062		平成24年 3月	普通	乗用	自家用	16663	1017
車名		車体の形状					
スバル		ステーションワゴン					
車台番号		燃料の種類		総排気量又は定格出力			
SHJ-021401		ガソリン		1.99			
型式	原動機の型式		前軸重量	前軸軸重	後軸軸重	総重量	
DBA-SHJ	FB20		820	kg	630	kg	
乗車定数	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5人	-	1450	1725	kg	456	178	167
使用者の氏名又は名称							
中部森林管理局 中信森林管理署							
備考							
平成10年騒音96dB, マフラー加速適用車							

T9463ES7789026

国土交通省

2904

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

A

自動車検査証記録事項

322230041944

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号 松本 300 み 6062									
車台番号 SHJ-021401									
登録年月日／交付年月日		平成24年3月13日		初度登録年月		平成24年3月		有効期間の満了する日 令和9年3月12日	
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称		中部森林管理局							
所有者の住所		長野県長野市栗田715-5 [20500 0553]							
使用者の氏名又は名称		中部森林管理局 中信森林管理署							
使用者の住所		長野県松本市島立1256-1 [20501 1012]							
使用の本拠の位置		長野県松本市安曇3942-4 [20501 1606]							
3. 車両詳細情報									
車名		スバル [133]							
型式		DBA-SHJ		原動機の型式		FB20			
自動車の種別		普通		用途		乗用		自家用・事業用の別 自家用	
車体の形状		ステーションワゴン [003]		乗車定員		5人		最大積載量 - kg	
車両重量		1450 kg		車両総重量		1725 kg		長さ 456 cm	
前軸重		820 kg		前後軸重		- kg		幅 178 cm	
後軸重		- kg		前後軸重		- kg		高さ 167 cm	
燃料の種類		ガソリン		型式指定番号		16663		総排気量又は定格出力 630 kg 1.99 kW	
類別区分番号		1017							
備考									
[松本]、継続検査 自動車重量税額 ¥34,200 令和12年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了 平成27年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了 平成22年度燃費基準15%向上達成車 [走行距離計表示値] 103,900 km (令和7年2月26日) [旧走行距離計表示値] 89,700 km (令和5年2月24日) 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 32-02357 以下余白 180									

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	T9463ES7789026
------	----------------



証明書
番号 第 61HR94567 号

令和 7年 2月 26日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	松本 300 み 6062 SHJ-021401	自動車の 種 別	自乗
保険期間	自 令和 7年 4月 13日 24時 至 令和 9年 4月 13日 午前12時	使用の本拠 の所在地	長野県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	長野県松本市安曇 369-42-4 中信森林管理署	保険料	¥17,650
異 動 事 項		指定金融 機関名	
		保険料収納年月日	
			令和 7年 2月 26日
管轄店名 及び 所在地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	扱 者	高橋自動車商会 〒407-9000

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

◎二次元コードが表示されている場合、コードを読み取り、アクセスすると
契約内容の確認(PDFデータのダウンロード)や異動・解約手続きが可能です。

パスワード:

4226796388



自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死にさせたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には所有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)
※ 所有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき: 最高4,000万円 随時介護のとき: 最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級: 最高3,000万円~ 第14級: 最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。
・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

■保険金等のお支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受ける「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責保険の保険金等のお支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

電話番号(フリーダイヤル) 0120-159-700

詳しくは、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ(<https://www.jibai-adr.or.jp>)をご覧ください。
この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。
詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。

(裏面もご覧ください)



証明書 番号 第 61HR94567 号	自動車損害賠償 責任保険	令和 7年 2月 26日 保険料領収証
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	松本 300 み 6062 SHJ-021401	保険料 ¥17,650
保険期間	自 令和 7年 4月 13日 24時 至 令和 9年 4月 13日 午前12時	管轄店名 及び 所在地 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時

契約者 中信森林管理署

No.180

損害保険ジャパン株式会社

上記保険料を領収いたしました。



注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので
必ず証明書をお受け取りください。

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0810-1535-5116
車台番号	SHJ-021401
車名	スバル

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2012年 3月13日発行
事務処理番号: 008-2150000000<1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥8,380
エアバッグ類料金	¥2,380
フロン類料金	¥2,010
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥13,000

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

----- <使用済自動車引渡時、引取業者切離し> -----

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0810-1535-5116
車台番号	SHJ-021401
車名	スバル
預託金額	¥13,000 (消費税込み)

引取日: 年 月 日

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

----- <受領証 (C券) 利用時切離し> -----

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0810-1535-5116	受領金額 ¥380 (消費税込み)
車台番号	SHJ-021401	
車名	スバル	

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2012年 3月13日発行
事務処理番号: 008-2150000000<1>

物件番号 1

スバルフォレスター

松本 300 み 6062



入 札 者 注 意 書

- 1 入札希望者は、不用物品売払公告、本注意書及び契約書を熟読の上、現物を熟覧し入札して下さい。
- 2 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
- 4 入札者は入札前に、分任契約担当官より競争参加資格があることが確認された旨の通知(写)を提出して下さい。
- 5 入札書は、所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ押印又は署名するものとし、入札金額は、売払物件の金額を記入して下さい。
 - (1) 入札書へは、当該物件の消費税を除いた金額を記入し、別紙「入札金額内訳書」を添付してください。
 - (2) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合、たとえ入札書へそのことを明記したとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものと見なし、有効として処理します。また、落札以前に訂正若しくは取消の申し出があったとしても、有効として処理し誤りの訂正、取消は認めません。
 - (3) 落札の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税を加算した金額となります。この場合、消費税相当額の積算における円未満の端数は切り捨てとします。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に抵触する者が入札したもの
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当するもの
 - (3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの
 - (4) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの
 - (5) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの
 - (7) その他入札に関する条件に違反したもの
- 8 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書が無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 9 開札は、入札者立会いの下に行います。
ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、国の指定した者を立会

わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

10 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。

11 入札は、予定価格以上の最高のもをもって落札者とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

12 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。

13 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

14 落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結します。

15 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。

16 落札者以外の名義人とは契約は締結しません。

17 車両等においての車検証及び自動車賠償責任保険証書の名義変更は、落札者（買受人）が必要な各提出書類を準備のうえ、行うものとします。

18 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

19 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところにより処理します。

20 問い合わせ先

質問がある場合は、入札公告に従い、書面（任意様式）により提出してください。

以 上

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件売買契約書（案）

- 1 売買物件名 第○号 ○○○ ○○○○○○ 1台
- 2 売 買 代 金 ￥○○○, ○○○.-
(うち消費税額￥○○, ○○○.- 消費税率 10%)
- 3 物件所在地 長野県松本市島立 1256-1

上記物件の売払いについて、売払人 分任契約担当官 中信森林管理署長 高塚慎司（登録番号 T8000012050001）と、買受人○○○○○○○○とは、次のとおり売買契約を締結する。

（契約金額）

第1条 買受人は、契約金額として￥○○○, ○○○.-（うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円・消費税率 10%）を売払人に納付するものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

（代金の支払い）

第2条 買受人は、歳入徴収官 中部森林管理局長が発行する納入告知書に定める納付期限までに契約金額を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額につき年 3 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として契約金額に合わせて売払人に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第3条 売買物件の所有権は、買受人が契約金額を完納したときに買受人に移転する。

（売買物件の引渡し）

第4条 前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転した日から 15 日以内に、買受人により売買物件の名義変更を行った上、物件の所在地で行うものとする。

（搬出の期間）

第5条 物件の搬出は、引渡しを終えた日から 1 ヶ月とする。

（搬出後の義務）

第6条 買受人は、物件搬出後すみやかに物件に表示されている官署名及び管理番号を消去し、その証拠を売払人に提示しなければならない。

2 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の義務を履行した上で行わなければならない。

（危険負担）

第7条 買受人は、本契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて当該物件が売払人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、売払人に対して契約金額の減免を請求することができない。

（瑕疵担保等の責任）

第8条 売払人は、本契約締結後、物件の種類、数量、又は品質等に錯誤があった場合でも、その担保の責任を負わない。物件に隠れた瑕疵があった場合も同様とする。

（追跡調査等）

第9条 売払人は、第6条に定める義務に関し、必要があると認めたときは、買受人に対して質問し、帳簿、書類、物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由なく第1項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は

報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
(契約解除による違約金)
第 10 条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、買受人は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を売払人の指定する期限までに納付するものとする。

(返還金等)
第 11 条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った代金を返還する。
ただし、当該返還金には利息を付さない。
2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。
3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(充当の順序)
第 12 条 売払人は、買受人が契約金額及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が契約金額及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、契約金額の順序で充当する。
2 違約金の延滞金の納付については、第 2 条の規定を準用する。

(買受人の原状回復・返還義務)
第 13 条 買受人は、売払人が第 10 条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。
ただし、売払人が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは現状のまま返還することができる。
2 買受人は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰する事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(契約及び搬出の費用)
第 14 条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。
(信義誠実の義務・疑義の決定)
第 15 条 売払人、買受人両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。
2 本契約に関し疑義があるときは、売払人と買受人が協議のうえ決定する。

(特約条項、特約条件)
第 16 条 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

令和 8 年〇月〇日

売払人	登録番号	T8000012050001
	住所	長野県松本市島立 1256-1
	氏名	分任契約担当官 中信森林管理署長 高塚慎司
買受人	住所	
	氏名	

契約金額内訳書

車両本体売払額（税抜き額）	¥〇〇〇, 〇〇〇. ー
消費税等相当額（消費税率 10%）	¥〇〇, 〇〇〇. ー
小 計 額	¥〇〇〇, 〇〇〇. ー
リサイクル料返納額	¥〇〇, 〇〇〇. ー
合 計 額	¥〇〇〇, 〇〇〇. ー

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 売払人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 買受人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売払人は、買受人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 売払人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特 約 条 件

1. 車両に記載のある文字、番号、模様及びバンパーの塗装は、買受後、買受人の責任において確実に消去・塗り替えを行うこと。消去・塗り替え後は、写真を撮影し、その写真を売出人（中信森林管理署）へ提出し確認を得ること。
2. 納入告知書による代金納入後は、その領収証書の写しを売出人へメール等により送付すること。
3. 名義変更後の車検証の写しのほか関係書類（写）を売出人へ提出すること。
4. この他、売出人が指示・連絡した事項は、確実に処理実行すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年 月 日付けで物品公売公告に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当するものでないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の買受け」（関東・甲信越地域）の競争参加資格者「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

以上

入札書

入札物件名 中信1号 スバル フォレスター 1 台 松本300み6062

入 札 金 額		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で中部森林管理局競争契約入札心得、入札公告、契約条項、その他関係事項一切承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名
代 理 人

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連絡先 1：

連絡先 2：

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 4 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人へ委任している場合は、代理人使用印鑑を押印すること。

別 紙

入 札 金 額 内 訳 書

入札物件名 中信 1 号 スバル フォレスター 1 台 松本300み6062

項 目		金 額
1	車両見積額（課税対象額） ※ 消費税抜き価格	円
2	重量税 （非課税対象額）	7,125 円
3	自賠責保険料残存額（非課税対象額）	4,413 円
4	リサイクル預託金（非課税対象額）	13,000 円
入札金額（上記内訳の合計）		円

[記載方法]

- ・ 1 の金額欄に、車両の買い取り評価額を記載してください。
- ・ 入札金額の金額欄に、1 ～ 4 の金額の合計額を記載してください。

[注意事項]

- ・ 内訳書の太線枠の金額欄と、様式第 5 号の入札書の金額は必ず一致させてください。
- ・ 入札書と内訳書の合計額が一致しない場合に“無効”となる場合があります。

住 所：
会 社 名：
代表者氏名：

様式第 6 号（第 4 条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 入札物件名 中信 1 号 スバル フォレスタ 1 台 松本300み6062
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連絡先 1：

連絡先 2：

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 2 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先 2 件を記入し、押印を省略することができる。
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が 1 件でも構わないものとする。
- 3 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人へ委任している場合は、代理人使用印鑑を押印すること。

様式8号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

分任契約担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

入札物件名 中信 1 号 スバル フォレスタ ー 1 台 松本300み6062

上記について競争参加資格確認通知書の交付を受けましたが、都合により入札を辞退します。

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連絡先 1：

連絡先 2：

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 3 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人へ委任している場合は、代理人使用印鑑を押印すること。